

平成29年 1月26日  
長野県司法書士会

## 事業報告書

### 1 相談会名

暴行・傷害等の犯罪被害者相談会

### 2 開催日時

平成28年11月26日（土）午前10時～午後4時

### 3 開催趣旨

犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の一週間が、犯罪被害者週間と定められております。犯罪被害者週間は、その期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者が置かれている状況や、犯罪被害者の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

長野県司法書士会は、上記の趣旨に賛同し、犯罪被害者を支援するため、本年も犯罪被害者のための相談会を実施致しました。

### 4 相談件数

合計	1名
内訳	性別 男性 0名、女性 1名
	年齢 70歳以上 1名
	職業 無職 1名
	相談会を知った先
	市町村広報 1名

### 5 主な相談内容

仕事上の怪我についての相談 1件

### 6 実施した感想・コメント・今後の対応

本相談会は、長野県司法書士会で26日、札幌司法書士会及び静岡県司法書士会で27日に実施されました。札幌司法書士会は、去年はNHKに取り上げられた効果が大きく20件以上の相談がありましたが本年は0件、静岡県司法書士会は、新聞に記事の掲載がされ相談件数は3件あったとのことでした。長野県司法書士会での相談件数は1件あったのみで、その内容は犯罪被害に關す

る相談というよりは、労働相談に近いものでした。

長野県司法書士会では、本相談会を告知するために市町村へニュースリリースを行いました。あまり馴染みのない内容のためか、市町村から広報誌に掲載することについての問い合わせは、あまり多くありませんでした。

今後は、犯罪被害者週間の認知度を高めるとともに、司法書士がその一翼を担っていることをどのようにアピールしていくかが、検討課題であると感じました。